

## 只木ゼミ前期第7問検察反対尋問レジュメ

文責：1班

1. 厳格故意説の立場から、刑法38条3項はどのように解されるのか。
2. 弁護レジュメ1頁24行目において、「最終的に違法性の有無を問題とするなら、端的に現実の違法性の意識の有無で故意と過失を区別すれば足りる」とするが、仮にそうだとしても、過失犯処罰規定がない行為の場合には不可罰とせざるを得ないことになってしまい、不合理ではないか。

以上